

## 貸倒損失、貸倒引当金等の税務処理に関するセミナー開催

平成 24 年 4 月 1 日開始事業年度(3 月決算会社でいえば、平成 25 年 3 月期)から、中小企業等を除いて、**貸倒引当金繰入額の損金算入が制限**されます。

(注)中小企業等とは、わかりやすく言うと、普通法人のうち各事業年度末において  
資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人です。該当すると思われるならば、**明文規定(旧租税特別措置法 57 の 10①)**で確認してください。

今後 4 年間で、**每期 4 分の 1 ずつの損金算入が認められなくなり**ます。4 年後には、**貸倒引当金は全額損金不算入**になります。

つまり、**今までと会社の状況が変わらなくても税金の負担が増える**、ということです。

セミナーのテーマは、「**債権の取得・回収・処分に関する税務会計**」ですので、上記以外にも、**債権管理を行う上で税務上留意すべきポイント**について、説明をします。

**商事法務**が主催する「**債権管理実務研究会**」の会員向け研修ですので、**セミナーに参加するには**当会への入会が条件になろうかと思われます。私は、大阪会場を担当します。

ホームページをご覧のみなさまは、**貸倒引当金の税務処理等**について実務上の疑問点があれば、以下にお問い合わせください。

[info@matsui-jicpa.com](mailto:info@matsui-jicpa.com)

また、セミナーの案内は、こちらからご覧ください。

<タイトル>

商事法務 債権管理実務研究会のご案内

<URL>

<http://www.shojihomu.co.jp/saiken-kanri.html>